2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

五～七　（略）

3　（略）

（資格取得の申出）

第二条　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

五～七　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

二～十二　（略）

2～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

一の三　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2～6　（略）

2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号又は基礎年金番号

五～七　（略）

3　（略）

（資格取得の申出）

第二条　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号又は基礎年金番号

五～七　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～十二　（略）

2～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

一の三　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2～6　（略）